＜主任技術者等通知書記載の技術者についての注意事項＞

営業所の専任技術者は現場代理人と兼任はできません。

・「静岡県建設工事執行規則」

第22条　第3号

現場代理人は、請負契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行わなければならない。

⇒現場代理人は、工事現場に常駐することとされています。

　・「建設業法」

　　第7条　第2号及び第15条　第2号

　　　その営業所ごとに次のいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること。

　「建設業許可事務ガイドライン」

【第７条関係】２．専任技術者について

「専任」の者とは、その営業所に常勤（テレワークを行う場合を含む。）して専らそ

の職務に従事することを要する者をいう。

　　　⇒許可業者は、営業所に常勤して専任する「専任技術者」を置かなければなりません。

　・「監理技術者制度運用マニュアル」（国土交通省）

２－２監理技術者等の設置

（５）営業所における専任の技術者と主任技術者又は監理技術者との関係

（営業所の専任技術者には専らその職務に従事することが求められているとしたうえで）

特例として、当該営業所において請負契約が締結された建設工事であって、工事現場の　　職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあるものについては、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある場合に限り、当該工事の専任を要しない主任技術者又は監理技術者となることができる。

　　　⇒非専任の主任技術者であれば、営業所の専任技術者が兼任できますが、あくまで特例です。現場代理人と営業所の専任技術者の兼任についての言及はありません（認めていません）。

　　以上より、営業所の専任技術者は、現場代理人との兼任はできません（非専任の主任技術者は兼任可能です）。